

# 電気需給約款

(低圧)

<九州電力管内>

2019年10月1日

まちづくりたけた株式会社

みやまスマートエネルギー株式会社

## 目次

第1章 総則	3
第1.1条 適用	3
第1.2条 電気需給約款の変更	3
第1.3条 定義	3
第1.4条 単位および端数処理	4
第2章 契約について	5
第2.1条 需給契約の申込み	5
第2.2条 契約期間	5
第2.3条 電気需給契約の単位	5
第2.4条 需要場所	5
第2.5条 供給の開始	6
第2.6条 承諾の限界	6
第3章 契約種別および料金	6
第3.1条 契約種別	6
第3.2条 料金等	6
第4章 料金の算定および支払い	6
第4.1条 料金の適用開始の時期	6
第4.2条 検針日	7
第4.3条 料金の算定期間	7
第4.4条 使用電力量の計量	7
第4.5条 料金の算定	7
第4.6条 料金の支払義務ならびに支払期日	8
第4.7条 料金その他の支払方法	8
第4.8条 請求内容の異議申し立て	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4.9条 料金支払い遅延の措置	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4.10条 料金支払い額の誤りの措置	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章 使用および供給	9
第5.1条 需要場所への立入りによる業務の実施	9
第5.2条 電気の使用にともなうお客さまの協力	9
第5.3条 供給の停止	9
第5.4条 供給停止の解除	10
第5.5条 供給停止期間中の料金	10
第5.6条 違約金	10
第5.7条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
第5.8条 損害賠償の免責	11
第5.9条 設備の賠償	11
第6章 契約の変更および終了	12
第6.1条 電気需給契約の変更	12
第6.2条 名義の変更	12
第6.4条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更	12
第6.5条 解約等	13

第7章 工事および工事費の負担金.....	14
第7.1条 需給地点および施設 .....	14
第7.2条 計量器等の取付け .....	14
第7.3条 電流制限器等の取付け.....	14
第7.4条 供給設備の工事費負担金.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第7.5条 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合	エラー! ブック
マークが定義されていません。	
第8章 保 安 .....	15
第8.1条 調査に対するお客さまの協力.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第8.2条 保安等に対するお客さまの協力..	エラー! ブックマークが定義されていません。
第9章 そ の 他.....	15
第9.1条 プライバシーポリシー.....	15
第9.2条 信用情報の共有.....	15
第9.3条 管轄裁判所.....	16
第9.4条 反社会的勢力との取引排除 .....	16
第9.5条 契約の解除.....	17
附則.....	18
別表.....	19

## 第1章 総 則

### 第1.1条 適用

この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は、（小売電気事業者登録番号 A0155）みやまスマートエネルギー株式会社（以下「当社」という。）が、九州電力株式会社の定める託送供給等約款に則り維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるものに対して当社がまちづくりたけた株式会社（以下「取次店」という。）を通じ電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

### 第1.2条 電気需給約款の変更

九州電力株式会社の定める託送供給約款が変更された場合、法令・条例・規則・消費税等の変更により本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。

なお、当社および取次店は、本約款を変更する際には、お客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は取次店のホームページにて掲載することで差し替えといたします。

### 第1.3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 所轄の電力会社

対象となる建物に電力を供給する送電線を所有する一般送配電事業者をいいます。

(2) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として 8 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(12) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(13) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

#### 第 1.4 条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

## 第2章 契約について

### 第2.1条 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、取次店所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

### 第2.2条 契約期間

契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって電気需給契約の終了または変更がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### 第2.3条 電気需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、お客さまの希望に応じて、1需要場所について、1電気需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量料金プランまたはその他の電灯料金プランのうちの1契約種別と低圧動力とをあわせて契約する場合。

### 第2.4条 需要場所

- (1) 1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結されかつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

#### イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

#### ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

#### ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

#### 第 2.5 条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 引越し等の理由で新たに電気の供給を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日とします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係が無い状態で需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (3) 所轄の電力会社に起因する事由、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができなくなった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

#### 第 2.6 条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものおよび、他の需給契約の料金で支払期日を徒過しているものなどを含む）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

### 第 3 章 契約種別および料金

#### 第 3.1 条 契約種別

契約種別は別表 6（契約種別）のとおりといたします。

#### 第 3.2 条 料金等

料金は、別表 5（料金表）に定める基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 4（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額の合計とし、当該契約種別の料金を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

### 第 4 章 料金の算定および支払い

#### 第 4.1 条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

#### 第 4.2 条 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

#### 第 4.3 条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 所轄の電力会社が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

#### 第 4.4 条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の読みは、乗率を有する場合は、乗率倍するものといたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

#### 第 4.5 条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、再開、休止もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する所轄の電力会社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、別表 3（料金表）に定めた料金を適用して算定いたします。なお、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 上記 (1) イ、ロの場合の基本料金は、次のとおり日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数})$$

ただし、(1) ハに該当する場合は、

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

- (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には、開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- (2) ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から



適用いたします。

(3) 電力量料金は、(1)イ、(1)ハの場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。(1)ロの場合は料金の変更のあった日の計量値により、その前後の期間に 8 区分して算定いたします。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

#### 第 4.6 条 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、第 4.5 条（料金の算定）によって料金が算定された日といたします。ただし、本約款第 4.4 条（3）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日といたします。

(2) お客様へのご請求は、検針日後すみやかに行います。

(3) 取次店は、料金その他の請求額を、郵送または電子メール等によりお客様の閲覧に供します。

(4) お客様は、(3)にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を取次店に要求することができます。この場合、お客様は取次店が別に定める手数料を支払うことを要します。

(5) お客様の料金は、検針日の属する月の翌月の末日までに支払っていただきます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。なお、振込によって支払をされる場合は、取次店の請求書発行日から 30 日以内に料金を支払って頂きます。

#### 第 4.7 条 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いは、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、振替手数料は、当社が負担いたします。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、支払いに要する手数料はお客様に負担していただきます。

(2) 上記(1)について、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、支払っていただくことがあります。

(3) お客様が料金を（1）イ、ロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。なお、取次店は、原則として支払義務の発生した順序で充当いたします。

## 第5章 使用および供給

### 第5.1条 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 第5.2条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくはは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 本約款第5.3条、本約款第6.3条(2)または本約款第6.5条により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 第5.3条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を所轄の電力会社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとし、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、所轄の電力会社の供給設備の状況等を勘案して技術上10相当と認められる方法によって接続していただきます。また、この場合には、当社は、所轄の電力会社の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備について、アンシラリーサービス料を申し受けます。
- (3) 電気の供給実施に伴い、所轄の電力会社および当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

### 第5.4条 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を所轄の電力会社に依頼することがあります。

- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客様の需要場所内の所轄の電力会社または当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、所轄の電力会社または当社に重大な損害を与えた場合
  - ハ 所轄の電力会社以外のものが需要場所における所轄の電力会社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、所轄の電力会社または当社は、電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ハ 第 5.2 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および所轄の電力会社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ニ 第 5.3 条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
  - ホ 電気工作物の改変等によって不正に発電設備を所轄の電力会社の供給設備に電氣的に接続された場合
  - ヘ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合
  - ト 所轄の電力会社の供給設備に接続された発電設備の更新について申込みをされない場合
- (3) 上記(1)および(2)の場合以外でも、お客さまが九州電力株式会社の定める託送供給等約款および本約款に反した場合には、所轄の電力会社または当社は、電気の供給を停止することがあります。
- (4) 上記(1)から(3)によって電気の供給を停止する場合および停止後には、所轄の電力会社または当社は、所轄の電力会社の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

#### 第 5.5 条 供給停止の解除

第 5.4 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は所轄の電力会社へ依頼を行い、すみやかに電気の供給を再開いたします。

#### 第 5.6 条 供給停止期間中の料金

第 5.5 条（供給停止の解除）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、基本料金を第 4.5 条（料金の算定）(3) により日割計算をして、料金を算定いたします。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日数を含み、電気の 11 供給を再開した日を含まないものといたします。

#### 第 5.7 条 違約金

- (1) お客様が第 5.4 条（供給の停止）(3) ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 上記(1)の免れた金額は、この需給約款に定められたに供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 第5.8条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ロ 非常変災の場合
  - ハ その他保安上必要がある場合
  - ニ その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

#### 第5.9条 損害賠償の免責

- (1) 当社は第2.5条(供給の開始)(3)にしたがって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。ただし、所轄の電力会社の責めによる場合は、当社の賠償金額は所轄の電力会社から賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 第5.8条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第5.4条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または第6.5条(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、所轄の電力会社の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

#### 第5.10条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、当社または所轄の電力会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合の修理費
- (2) 紛失または修理が不可能の場合帳簿価格と取替工費の合計額
- (3) 当社が所轄の電力会社から損害請求を受けた場合は、所轄の電力会社の請求金額。

## 第6章 契約の変更および終了

### 第6.1条 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として取次店所定の様式によって 申込みをしていただきます。
- (2) 当社および取次店は、(1)にかかわらず、電子メールその他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更に関する異議のあるお客さまは、通知を受領してから 30 日以内に取次店に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに需給約款の変更に関する異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款（低圧）に変更されるものとみなします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社および取次店は、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。この場合の本約款の変更に関する手続は (2) に準じます。

### 第6.2条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社および取次店に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として取次店所定の様式によって届出をしていただきます。

### 第6.3条 電気需給契約の終了

- (1) お引越しの場合は、電気の使用停止日が決まり次第、取次店に対して事前に廃止のお申し出をいただくことで、本契約を廃止することができます。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止日までに需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (3) お客さまが需給契約の自動更新を希望されない場合、契約期間満了日の属する月の前月末日までに、取次店に対して事前の廃止（解約）のお申し出をいただく事で本契約を解約することができます。
- (4) 他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、取次店への廃止（解約）のお申し出とともに、切替日について、新しく契約される小売電気事業者へお申込みください。
- (5) 上記(4)による料金適用開始の日以降 1 年未満での廃止（解約）の申し出の場合、解約手数料として、2,000 円（消費税別）をいただきます。
- (6) 電気需給契約は、本約款第 6.5 条に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が廃止するものといたします。
  - ロ 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

### 第6.4条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更

- (1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を

終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

- (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 第 6.5 条 解約等

- (1) 第 5.1 条 (適正契約の保持) によって適正契約への改善を求めたにもかかわらず、お客さまが適正契約への変更に応じない場合、または、第 5.4 条 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、取次店は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 取次店は、お客さまが以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、需給契約を解約することができます。
- イ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
  - ロ 支払い停止の状態に陥った場合
  - ハ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合。
  - ニ 電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合。
  - ホ 他の電気需給契約 (既に終了しているものを含みます。) の料金を支払われない場合。
  - ヘ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務 (延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。) を支払わない場合
  - ト お客さまがその他本約款に違反した場合。
- (3) お客さまが、第 6.3 条 (需給契約の廃止解約) による通知をされないうで、その需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

#### 第 6.6 条 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

#### 第 6.7 条 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施工日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

## 第7章 工事および工事費の負担金

### 第7.1条 供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別の供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づいて所轄の電力会社より工事費負担金を求められる場合には、当社はお客さまよりその工事費負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (2) 上記(1)の工事費負担金について、当社が託送供給約款に基づいて所轄の電力会社より工事完成後に工事費負担金の精算を求められる場合には、当社はお客さまよりその工事費負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (3) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は託送供給約款に基づいて所轄の電力会社から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量 監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

### 第7.2条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置をいいます。）については、原則として、所轄の電力会社の所有とし、所轄の電力会社の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するもの、お客さまの発電設備の受給電力量の計量については、お客さまの負担により、所轄の電力会社およびお客さまで取り付けていただくことがあります。
- (2) 同時同容量の確認上必要な通信装置等は、原則として、所轄の電力会社の所有とし、所轄の電力会社の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要するもの、または、お客さまの発電設備の受給電力量の計量に要するものについては、お客さまの負担により、所轄の電力会社およびお客さまで取り付けていただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と所轄の電力会社との協議によって定めます。
- (4) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)および(2)により、お客さまが施設するものについては、所轄の電力会社および当社が無償で使用できるものとしたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、当社が託送供給約款に基づいて所轄の電力会社より工事費負担金を求められる場合には、当社または取次店はお客さまよりその工事費負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。

### 第7.3条 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、所轄の電力会社の所有とし、所轄の電力会社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限機能付きスマートメーターを除く、電流制限器等の取付位置は原則として屋

- 内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

## 第8章 保安

### 第8.1条 保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備（所轄の電力会社が所有権を有さない設備は除きます。）ならびに計量器等需要場所内の所轄の電力会社の電気工作物について、所轄の電力会社が保安の責任を負います。

### 第8.2条 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を所轄の電力会社または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

### 第8.3条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ. お客さまが引込線、計量器等その需要場所内の所轄の電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ. お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが所轄の電力会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、所轄の電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が所轄の電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、所轄の電力会社とお客さまで、その内容の変更を協議していただきます。

## 第9章 その他

### 第9.1条 プライバシーポリシー

当社および取次店は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

### 第9.2条 信用情報の共有

- (1) 当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。
- イ 一般送配電事業者
  - ロ 電力広域的運営推進機関



- (2) 当社は以下の目的でお客様の個人情報を共同で利用することがあります。
- イ 接続供給契約、発電量調整供給契約又は再生可能エネルギー電気特定卸供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
  - ロ 小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次のため
  - ハ 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
  - ニ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- (3) 当社は以下の情報を共同で利用することがあります。
- イ 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
  - ロ 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- (4) 当社は共同利用の管理責任者を以下のようにします。
- イ 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については一般送配電事業者）
  - ロ 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- (5) お客様が第 6.5 条に該当する場合には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することがあります。

### 第 9.3 条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、大分地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

### 第 9.4 条 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客様は、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資本金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客様は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

#### 第 9.5 条 契約の解除

当社および取次店は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、第 6.3 条（電気需給契約の終了）によらず需給契約を解除することができます。

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合。
- (2) お客さまが、第 9.4 条（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが、当社および取次店との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力団を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社および取次店の信用を毀損し、または当社および取次店の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが、当社および取次店の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

#### 第 9.6 条 取次店または新法人が小売り事業者として登録する場合について

- (1) 当社または竹田市が中心となって設立する小売電気事業を目的とする新法人（以下「新法人」）は、小売電気事業者として電力供給を行う体制整備を行います。
- (2) 当社または新法人は、小売電気事業者として登録する場合、電力供給条件は変更せずに電力供給者としての地位を引き継ぐ旨を検針票により通知致します。検針票の発行日より 30 日以内に、お客様からご連絡が無い場合は、承諾頂いたものとし、検針票に記載日時より乙または新法人は、電力供給者としての地位を引き継ぐものとします。

## 附則

1. この電気需給約款の実施日  
この電気需給約款は、2019年4月1日から実施いたします。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用  
別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い適用いたします。

## 別表

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

上記(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令に定めるところにしたがい、原則として、平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単立は、1 円として、その端数は、切り捨てます。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関連法令に定めるところにしたがい、上記イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。また、お客様の事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

### 2. 燃料費調整額

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロワット当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油単価、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、

1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の式によって算定された値といたします。  
 なお、燃料費調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

(1)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{27,400 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回り、かつ、41,100 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,400 円) × (2) の基準単価 / 1,000

(3)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{41,100} - \text{27,400 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします  
 基準単価 (1キロワット時につき) 低圧 0.134 円 (税込)

### 3. 離島ユニバーサルサービス調整

#### (1) 離島ユニバーサルサービス調整の算定

##### イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロワット当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

(1) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{ の離島基準単価} / 1,000$$

(2) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の離島基準単価} / 1,000$$

(3) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(78,800 - 52,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の離島基準単価} / 1,000$$

##### ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が、1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

基準単価（1キロワット時につき） 低圧 0.003 円（税込）

## 4. 燃料費調整額

当社の燃料費調整額は、別表 2.燃料費調整(1)ロによって算定された燃料費調整単価と、別表 3.離島ユニバーサルサービス調整(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したもので、燃料費調整額を計算いたします。

その1月の使用電力量から以下の算式により算定いたします。

燃料費調整額＝使用電力量×（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）

## 5. 料金表

### (1) 従量料金 B プラン

契約容量	基本料金	電力量料金（1kwhあたり）		
		120kwh まで	～300kwh まで	300kwh 超
60A	1,746 円 35 銭	17 円 40 銭	23 円 00 銭	24 円 69 銭
50A	1,455 円 26 銭			
40A	1,164 円 17 銭			
30A	882 円 09 銭			

### (2) 従量料金 C プラン

契約単位	基本料金	電力量料金（1kwhあたり）		
		120kwh まで	～300kwh まで	300kwh 超
1kVA	291 円 09 銭	17 円 40 銭	23 円 00 銭	24 円 69 銭

(3) 低圧動力プラン

契約単位	基本料金	電力量料金 (1kwh あたり)	
		夏季料金	その他季料金
1 kW	957 円 41 銭	17 円 08 銭	15 円 40 銭

(4) たけたん Biz プラン

契約単位	基本料金	電力量料金 (1kwh あたり)
1 kW	297 円 00 銭	23 円 02 銭

4. 契約種別

(1) 従量料金 B プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、所轄の電力会社の供給設備の状況等から、所轄の電力会社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、所轄の電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。



## ニ 料金

- (a) 基本料金は、1月につき、別表 5 (料金) (1)のとおりといたします。  
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金=各契約容量による1月の基本料金

- (b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表 5 (料金) (1)の区分で算定いたします。

電力量料金=各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価 +燃料費調整額  
+再生可能エネルギー発電促進賦課金

## (2) 従量料金 C プラン

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (i) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- (ii) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、所轄の電力会社の供給設備の状況等から、所轄の電力会社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、所轄の電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### ハ 契約容量

- a) お客さまが契約負荷設備により契約容量を定めることを希望される場合

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表7〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表8（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアを超える部分につき	65パーセント

(b)お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合

お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 9（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## ニ 料金

(a)基本料金は、1月につき、別表 5（料金）(2)のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金＝契約容量×基本料金単価

(b) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって、別表 5（料金）(2)の区分で算定いたします。

電力量料金＝各区分の使用電力量×各区分の電力量料金単価＋燃料費調整額  
＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (3) 低圧電力プラン

#### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

#### ロ 供給電気方式，供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4（契約種別）(4)ニによって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a 表の係数を乗じてえた値の合計に b 表の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は、b 表の係数を乗じないものといたします。

a 表：契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

b 表：a 表によって得た値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

**【算定式】**

- ・ 供給電気方式および供給電圧が、交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合  
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1,732 / 1,000$
- ・ 供給電気方式および供給電圧が、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトの場合  
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} / 1,000$

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。